

2011

成人式



1町民憲章を朗唱する実行委員2今年の記念品は電波時計。これできつと寝坊をしないはず・・・3アトラクションを見た新成人から大きな歓声！4少し恥ずかしそうに。5100人の新成人で溢れかえるカルチャープラザ「Eki」6久しぶりに会う友人と連絡先の交換7緊張の連続。実行委員による司会進行8いろいろなところで活躍デジタルカメラ！パシャ！9力強い成人宣言！10みんな仲良くパシャ！



平成23年栗山町成人式が1月9日、カルチャープラザEkiで行われ、晴れ着やスーツ姿の新成人100人が出席し、大人の第一歩を踏み出しました。椿原紀昭町長が「20年間子どもを育てることはとても大変なこと。皆さんを育ててくれた親に感謝し、親孝行をしてください。人生の目標をしっかりと持って夢に向かってチャレンジしてください」と激励。新成人を代表して大石竜平さんと金谷拓実さんは「私たちは成人を迎え、新しいステージへの第一歩を踏み出します。栗山の人の温かさ、命の大切さを忘れず、活躍の場を広げ、偽りのない大人になります」と力強く宣言しました。式典に引き続き行われたアトラクションではビデオレターが上映され、中学時代の担任の先生4人がスクリーンに登場。当時の思い出や新成人に贈ることばなどが映し出されると、新成人たちから大きな歓声が起こっていました。



式を支えた実行委員会のメンバーたち



10人で頑張りました！



最後は全員でステージへ

育ててくれた親に感謝

個性豊かなメンバーで、意見も多く、1つのことを決めることも大変でした。しかし、集まる回数を重ねるうちに徐々に団結力が高まっていきました。

式の前、母と一緒に着付けに行くと、私の着物姿を見て母は泣きそうになっていました。これまで育ててくれた親に感謝して親孝行したいです。

まだ学生ですが社会人になってからが本当の成人だと思います。頑張って目標の資格をとって立派な社会人になりたいです。



実行委員長 山口かなさん



実行委員 金谷 拓実さん

将来はミュージシャンに

実行委員で集まる日に、皆が忙しくて自分しか集まらなかつたことがあり、とても寂しい思いをしたことがありました。しかし、時が経つにつれてチームワークが良くなり、なんとかこの日を迎えることができました。成人になった自覚はあまりないですが、式を機に実感していきたいです。これからは、成人として言葉づかいをしっかりと、親孝行したいです。

今はまだ学生ですが、将来はミュージシャンになりたいです！

確定申告が始まります

2月16日水から3月15日火まで

今年も所得税の確定申告と町道民税の申告時期が近づいてきました。町税務課では、申告相談日を左表のとおり設けましたので、必要書類をご用意のうえ、期日までに正しく忘れず申告してください（還付の確定申告は、2月16日以前でも受付できます）。



○所得税の確定申告が必要な方

- 事業を営む方で、所得金額が所得控除の合計額よりも多い方
- 給与所得者で、給与所得や退職所得以外の所得合計が20万円を超える方
- 給与を2力所以上から受け、年末調整をされなかった給与の収入額と給与所得や退職所得以外の所得合計が20万円を超える方
- 年金受給者で源泉徴収税を納付している方

○町道民税の申告が必要な方

- 所得税の申告を必要としない方で給与・事業・不動産などの収入がある方（給与所得者で年末調整済みの方を除く）
- 国民健康保険に加入している方（収入のない方、または少ない方でも国民健康保険税の低所得者に対する軽減措置は、申告がなければ対象になりません）

◆申告に必要なもの

- 印鑑（認め印でかまいません）
- 税務署から申告書を送付された方は必ずその申告書
- 収入の分かる書類（給与・年金のある方は源泉徴収票。無くした方は再発行してもらいましょう）

□ 医療費控除を受ける方は支払った医療費の領収書、保険などで補てんされる金額の明細書（事前に医療費の明細書を作成してください。用紙は税務課にあります）

□ 社会保険料控除を受ける方は、社会保険任意継続、国民年金保険料、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料などの領収書または証明書（国民年金保険料は控除証明書の添付が必要です）

□ 生命保険料・地震保険料などの控除を受けられる方は、控除証明書

□ 住宅借入金等特別控除を受けられる方は、登記事項証明書、住民票の写し、売買契約書または請負契約書、住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書

□ 障がい者控除を受ける方は、障がい者手帳・療育手帳・障がい者控除対象者認定書（65歳以上の障がい者手帳などの交付を受けていない身体および知的障がい有する方または扶養対象者として控除を受けようとする場合に必要となりますので、該当される方は「町住民福祉課住民保険グループ」にご相談ください）などの確認ができるもの

□ 税金が還付になる方は、本人名義の銀行などの口座番号がわかるもの
□ その他の控除などについては、お問い合わせください。

申告相談日 ◆時間に余裕を持ってお越しください。

期日		時間	会場
休日相談	2月20日(日)	8:30～12:00	役場1階税務課 ⑧番窓口
	3月6日(日)		
平日相談	2月16日(水)～ 3月15日(火)の平日 3月3日、4日は混雑します！	8:30～12:00 13:00～17:15	役場1階税務課 ⑧番窓口
	3月3日(木)	9:00～12:00 13:00～16:00	角田農村環境改善センター ☎⑦2 6040
	3月4日(金)		南部公民館 ☎⑦5 2111

※事業所得、不動産所得、譲渡所得のある方は、岩見沢税務署へご相談ください。

◆税に関する相談・お問い合わせ

■岩見沢税務署 ☎0126 (22) 0810

■町税務課課税グループ

☎⑦2 1111 (内線 324・326)